

名古屋市農業委員会 令和5年第11回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年10月20日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時51分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第81号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第82号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第83号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第85号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

(3) 議題

①農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

令和 5 年第 11 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 1 番	熊 澤 政 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 5 年第 11 回総会（令和 5 年 10 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 11 回総会を始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、新しく委員になった方もお見えですので、事務局より審議の流れ等について、いくつかご説明いたします。 まず、議案の報告についてです。各議案の案件について、現地調査を行った委員の方から報告をしていただいております。 その後、議決までの流れについてご説明します。 まずは、先ほど説明しました議案の報告により、委員全員で審議を行っていただきます。意見が出尽くしたところで会長より議決をお諮りしますが、このとき、議決に参加できるのは農業委員のみとなります。推進委員には議決権がございませんので、ご注意願います。 次に議事参与の制限についてご説明します。農業委員、推進委員ともに、ご自身や同居の親族、その配偶者に関する案件については、議決も発言も行うことができません。よって、自席で関与する議案の終了までお待ちいただきます。 続きまして、総会中の発言についてです。総会での発言は、全て議事録に記録しております。また、この議事録は一般に公開しています。発言される場合には、まず、挙手をしていただき、会長から指名を受けましたら、事務局職員がマイクを持って近くまで参りますので、必ずマイクを使って発言をお願いします。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。
------	---

最後になりますが、原則、総会中に休憩時間は設けておりません。ただし、議事が長時間に及んだ場合等、必要な場合には適宜休憩をとることがございますので、お手洗い等お済ませください。総会中、止むを得ず一時退室される場合は、会議室前方の扉からご退室ください。

以上、総会の注意事項等について説明させていただきました。

この次、本来であれば議長である布目会長に議事の進行をお渡しするところでございますが、本日、布目会長のお声が出にくい状態でございますので、会長職務代理の安井委員に議事の進行をお願いしたいと思います。それでは、会長職務代理の安井委員の議事進行により会議を進めていただきます。安井会長職務代理、よろしくお願いいたします。

安井委員

皆さん、こんにちは。ご苦勞様でございます。

本日、会長のいつもの美声が聞こえなくて残念かも知れませんが、早速代打で議事を進行させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

ただいまより、令和5年第11回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第81号議案「農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について」から、第85号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」までの5議案の審議を行います。また、議題を1件、報告事項を1件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、熊澤政巳委員及び小畠盛夫委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 81 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

事務局、お願いします。

説明いたします。

本日は新体制に移行してから初めての議案審議となりますので、各議案の審議に入る前に、議案の概要と審議のポイントを説明いたします。右肩に「参考資料」と記載の資料をご覧ください。

農政係長

ださい。

農地所有者が、他の者に農地の権利を移転・設定し、その者が農地を転用しようとする場合は、農地法第 5 条第 1 項に定める農業委員会による許可が必要でございます。

参考資料の 1 枚目をご覧ください。枠内に記載されているものが農地法第 5 条第 2 項各号でございます。

審議のポイントは、許可申請の内容が、こちらの農地法第 5 条第 2 項各号に定める「許可をすることが出来ない場合」に該当していないか、否かでございます。

農地を転用する者が転用事業を適切に行うことが見込まれるかどうかの一般基準が重要といったことになっています。

例えば、転用事業により、周辺の農地の営農条件に支障が生ずる恐れがある場合などは許可することができません。

説明は以上でございます。

安井委員

ありがとうございました。それでは、議案について報告していただきます。

受付番号 3-2 について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）
委員

受付番号 3-2 の農地につきまして、10 月 6 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、賃借人が農業用施設を建設する目的で、第 2 種農地の賃借権設定を行うものです。

賃借人は、ここ数年農地中間管理事業等を活用し耕作地を広

げています。それに伴い農業用機械を保管する倉庫が不足する状況となっており、今後も経営規模の拡大が見込まれる中、早急に環境を整備する必要が出てきました。他の農地区分を検討しましたが、上下水道や契約期間などの諸条件が合いませんでした。

申請地の中川区富田町大字包里字西川の1筆の一部は、耕作中の他の圃場の中心に位置し、利便性が高いことから候補地としています。

また、当該農地の田は、9月の用途区分の変更申請により農地利用計画が変更されており、農業用施設を建設することに問題ないと思われます。

なお周辺の状況は、北側は畑、西側は田、南側は雑種地、東側は道路に接しております。

また、賃借人には資金調達の見込みがあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、許可することに問題はないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

安井委員

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第81号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

安井委員

ご異議なしと認め、第81号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 82 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

事務局、お願いします。

農政係長

説明いたします。参考資料の 2 枚目をご覧ください。

この証明は、生産緑地の指定解除手続きにおいて、必要となるものでございます。生産緑地法第 10 条は、生産緑地の「主たる従事者」が死亡した場合、もしくは農作業が不可能となるような故障に至った場合は、市長に対して、その筆の買取申出を行うことができると定めております。

本議案は、買取申出に先立ち、農業委員会が生産緑地の「主たる従事者」が誰であったかを証明するものです。

82 号議案の部分をご覧ください。

審議のポイントは、

「申請の時点まで、その農地が農地として適正に肥培管理されてきたこと」

「申請に係る者が、その農業経営の中心的な働き手、もしくは農業経営に欠くことのできない者であり、その者が従事できなくなったことで、当該生産緑地の農業経営が客観的に不可能となると認められること」

でございます。

説明は以上でございます。

安井委員

ありがとうございました。それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-6 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。

箕浦委員	受付番号 2-6 の農地について、10 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも畑で、ナス、サツマイモなどが作付けされており、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 3-16 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-16 の農地につきまして、10 月 3 日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-16 の元中野町一丁目の 1 筆の畑は、申請者の母が、傷病により農業継続が不可能として故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。 以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
安井委員	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 82 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

安井委員	ご異議なしと認め、第 82 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 83 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 事務局、お願いします。
農政係長	説明いたします。 この証明は、農地を相続された方が、その筆について租税特別措置法第 70 条の 6 に定める納税猶予の適用を受けている場合に、その農地を適正に経営し続けておられるか否かについて、農業委員会が証明するものです。 納税猶予制度はこれまでに何度か改正されておりますが、現在、名古屋市を含む三大都市圏では、3 年ごとに農業委員会の証明を受けながら、対象農地において終身営農することが、納税猶予を受け続けるための条件となっております。 参考資料の 2 枚目の 83 号議案の部分をご覧ください。 審議のポイントは、「申請があった時点までの 3 年間、納税猶予の適用を受けている者が、納税猶予の対象農地を自ら耕作していたこと」でございます。 説明は以上でございます。
安井委員	ありがとうございました。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-26 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小嶋委員	受付番号 1-26 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、10 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地のうち、緑区上旭一丁目の 10 筆は、一体で、ブドウ、キウイフルーツ、ミカンが栽培され、同 6 筆は、一体で、ブドウやキウイフルーツが栽培されていました。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 1-27 から 1-29 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-27 から 1-29 までの農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、10 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-27、天白区平針四丁目の 2 筆には、シソのほか、ミカンやスモモ、イチジクが、栽培されていました。 受付番号 1-28、天白区保呂町の 1 筆には、梅やミカンが、栽培されていました。 受付番号 1-29、天白区笹原町の 1 筆には、ミカンが、天白町大字野並字稻田の 1 筆には、柿や梅、ミカンが、同 1 筆には、梅が、栽培され、いずれも畑や果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 1-30 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸）委員	受付番号 1-30 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、10 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地には、ビニールハウス内で花き類が栽培されていたほか、露地でナスやサツマイモなどが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 1-31 及び 1-32 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-31 及び 1-32 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、10 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-31、天白区梅が丘一丁目の 2 筆には、桃が、受付番号 1-32、天白区菅田一丁目の 1 筆には、サトイモなどの野菜のほか、ミカンなどの果樹が栽培されていました。 いずれも畑や果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら引き続き農業経営されていることを確認しました。

	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 2-14 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-14 の農地について、10 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、田は水稻、畑はハクサイ、ダイコンなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 2-15 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-15 について、10 月 5 日に、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ハクサイ、キャベツなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
安井委員	ありがとうございました。次に、受付番号 3-19 から 3-22 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-19 から 3-22 の農地につきまして、10 月 4 日に

事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-19 の中川区富田町大字千音寺字無田居の 3 筆、富田町大字千音寺字平毛の 3 筆の農地は、区画整理のため作止め中でした。

受付番号 3-20 の中川区大当郎一丁目の 2 筆の畑は現在、落花生、ミカン、イチジクが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-21 の中川区新家三丁目の 1 筆の田には、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。

受付番号 3-22 の中川区万場二丁目の 3 筆の畑には、サツマイモ、サトイモ、ピーマンが作付けされ、良好に管理されていました。

以上、いずれの申請も証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

安井委員

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（愼）
委員

ひとつ伺いたいんですが、第 83 号の議案、小さなポイントで、ずーっと読んでいって、納税猶予の対象農地を自ら耕作していたこと。この自らいうことは、ちょっと途中で変わったようなことあるんですが、実際にはこれは全然触れてないんです。これはどうなってるんですか。ちょっとお聞きしたいです。

事務局

ただいまの質問の中で、自ら耕作という文言になるんですけれども、原則は元々自ら耕作というのは変わらないんですけれ

	ども、活用する制度、例えば都市農地貸借で別の方に貸される場合、その場合であれば1割従事していればいいよと、そういった貸していても納税猶予が継続されるというようなことで、ここの部分が緩和されるということがあります。 以上ですが、説明良かったでしょうか。
安井委員	横井委員よろしいですか。 他にはございますか。 他にないようです。それでは、第83号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
安井委員	異議ありますか。
木村（幸）委員	今の自ら耕作してという件で説明がありましたけど、これは貸すことはできません。ということは自分じゃなくて代理の人が耕作することはOKですけど、これを農地をどこかに貸してやってもらうことはできませんので、ちょっとその辺は私どもの前回の解釈はそういうことでありましたので、事務局ちょっと説明をお願いします。
事務局	先ほど回答させていただいて、ちょっと補足というか追加でお伝えなんですけれども、いま木村委員が言われたように、3条っていうものの、での解釈というのはもちろん入らないんですけれども、都市農地貸借法と言われている生産緑地を対象とした法律がありまして、こちらの法律で貸借された場合だったり、きちんと制度で認められているもので、貸借関係を結んでいただければ、納税猶予を受けていたとしても、自ら耕作して

	いないというところを緩和されて、納税猶予は引き続き受けれるというような制度になってます。3 条ではないです。申し訳ないです。以上です。
安井委員 横井（慎） 委員	おわかりいただけましたかね。 もう一ついいですか。ちょっと余分なことかもしれませんが、番号 3-19 の中川区富田町千音寺のどこなんですが、先回からずーっと備考のところに整理中だということが全部今までそれはうたっとるんですが、今回うたっていないゆうことは、なんか理由があるんですか。ちょっとお聞きしたいです。お願いします。
事務局	申し訳ないです。事務局ですけれども、こちら記載のほうが無漏れてしまいまして大変申し訳ないです。本来こちらに区画整理の情報を書かせていただいてまして、今回申し訳ないですが、ミスになっておりますので申し訳ございませんでした。
安井委員	それでは改めて、83 号議案の審議について、証明してよろしいか、お諮りをいたします。
委員	異議なし。
安井委員	ご異議なしと認め、第 83 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 84 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 事務局、お願いします。
農政係長	説明いたします。

この確認は、農地の相続人が相続税の納税猶予の適用を受けている場合に、その農地を 20 年間適正に経営し続けておられたか否かについて、農業委員会が確認するものです。

平成 21 年の税制改正まで、市街化調整区域の農地については、農業経営を 20 年間継続した場合に相続税が免除される制度がありましたが、現在この制度は廃止されており、終身営農が納税猶予の要件となっております。しかし、現在も旧制度の適用を受けた農地については、納税猶予の開始から 20 年が経過した時点で、農業委員会の承認を受けることで、納税が免除されます。

参考資料の 2 枚目をご覧ください。

審議のポイントは、「納税猶予が行われた 20 年間、納税猶予の適用を受けている者が、納税猶予の対象農地を自ら耕作していたこと」でございます。

説明は以上でございます。

安井委員

ありがとうございました。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-2 につきまして、10 月 4 日に、坂野推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

	照会のあった農地、港区藤高四丁目始め4筆は田で、稲刈り前の状態で、良好に管理されておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
安井委員	ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第84号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
安井委員	ご異議なしと認め、第84号議案の案件は承認いたします。 次に、第85号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。 それでは、第85号議案について、事務局より説明をお願いします。
農政係長	説明させていただきます。 本件は農地中間管理事業による利用権設定を行うものでございます。今回2件ございます。 1件目ですけれども、すでに人・農地プランが作成され中間管理事業が実施化されている港区南陽地域におきまして、令和6

年産米に向けた農地中間管理機構への貸出申込がありました。それに伴う農用地利用集積計画案が作成されたものでございます。

またもう 1 件目ですけれども、同じく港区南陽地域での畑につきまして、出し手の方と受け手の方で賃借の条件付き調整ができましたので、そちらについての利用権、農用地利用集積計画の案を作成されたものでございます。

先に添付資料で①とあります「農地中間管理事業とは」と書いてあるこちらの資料のほうで、中間管理事業の概要を簡単に説明させていただきます。

図にありますように農用地の貸し出しを希望する出し手の方から、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して受け手の方に貸し付けるといった制度でございます。

資料の裏面をご覧ください。次に「農地中間管理事業のながれ」について、ご説明させていただきます。

手続きとしましては、名古屋市が農用地利用集積計画の案を作成し、農業委員会での審査、決定を経て、計画を定めるといったながれになっております。

この計画によりまして、出し手から農地中間管理機構が農地を借り受け、それを受け手に貸し付けるといったかたちになります。

続きまして総会資料の 10 ページをご覧ください。10 号になります。

1 件目の話ですけれども、港区南陽地域におきまして、令和 6 年産米に向けた農地中間管理機構への貸出申込がありまして、新たに 52 筆と再貸付けが 27 筆の合計面積 46,139.32 ヘクタールの農地の利用権設定を要請している案件でございます。受け手につきましては人・農地プランで中心経営体に位置付けられている JA 名古屋ファームでございます。

もう 1 件、利用集積計画ですけれども、14 ページご覧ください。11 号の案件になります。

同じく港区南陽地域におきまして 1 筆 600 平米の畑の利用権設定を予定している案件でございます。

受け手は農地中間管理機構に借受希望者として登録されている方で、こちらにつきましては、農地所有者の方から貸出の意向が示され、借受希望者が今後の農業経営拡大のきっかけとすることにより、計画策定に至ったものでございます。

配付資料で②③と右肩についている資料がお手元にあるかと思います。

②は 10 号で、③は 11 号の関係でございます。85 号議案につきましては、計画ノートにこの審議のポイントをまとめさせていただいておりますが、それぞれご覧いただいたとおり、農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、旧農業経営基盤強化促進法に基づいて、基本構想に適合することと、所有者等の同意が得られていること、といった要件をそれぞれ満たす必要がございます。

今回の起案は 2 件とも、すべての項目につきまして必要な要件を満たしておりますので、ご確認いただければと存じます。事務局からの説明は以上でございます。

安井委員

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 85 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。9 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 85 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

安井委員

ご異議なしと認め、第 85 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、議題に移ります。

議題 1「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」でございます。

事務局より説明をお願いします。

農政係長

事務局より説明させていただきます。

議題 1 にあります「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出」とは、農業委員会等に関する法律の第 38 条を根拠として行うものです。下段に参考条文を記載させていただいておりますので、ご確認ください。

名古屋市農業委員会は、令和 4 年度までに市長への意見書を通算 6 回目提出しております。

これまでの取り組みの総括として、昨年度に、意見書の効果の検証を行い、委員の皆様、名古屋市農業委員会としての意見書の提出についてのアンケート調査を実施いたしました。そして、今年度 5 月の拡大運営委員会において、意見書の提出について検討した結果、市長及び他の行政機関に対し、法律に基づいた意見書を提出していく方向になり、意見書の内容等は 9 月の改選後の新しい体制で、引き続き検討する旨、翌 6 月の総会において、報告させていただきました。

そのためこの意見書にかかる具体的な内容等を、改選後の現委員の皆様で決定していただくことになっております。よろしくお願い致します。説明は以上です。

安井委員

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、今後の意見書について、改選後の新たな体制で検討し、進めていく必要があります。

そこで、会長より皆様に提案いたします。

左肩に議題 1 とあります、「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について（案）」という資料をご覧ください。

意見書提出につきましては、運営委員 4 名、運営委員を除いて各地区より選出された 4 名、中立委員 1 名で構成される拡大運営委員会で検討を行います。そこで検討した結果を総会にお諮りいたします。

この案につきまして、何かご意見やご質問はございますか。

成田委員

意見書というのは、日々の農業委員の活動の中で、農家が困っていることを行政に反映させるということでは重要な項目だと思います。ただ今までの過去を見てますと、そういうのを意見を出す人が何人おるのかなあと。ちょっと心配してるんですが、常に私が言ってることは、1 行でもいいから、「こういう問題があった。だから何とか」という皆さん方の委員の声を、つまりそれは農家の声、名古屋市民の声、というふうに出していただくことが必要に思います。アンケートというふうに出されるならばそれも一つの手だと思います。だから皆さんの総意のもとで、もちろん総意でございますけども、やはりそうした日々の活動の中の意見を出していただくことが、私は重要じゃないかなと思います。それからいつも思うことですが、最初の頃は、前の岩田会長が始めたころは、市長に意見書を出してて、マスコミに出たのが 1 回ぐらいだった。そのあと新聞に出るのは農業委員会新聞かな、あれしか出てこない。本当は普通の一般紙に、こうやって意見書出してるような、どんな内容

だとか、そういうことが農業委員の活動として見えるように、または名古屋市内でもこんな農業があるんだな、ということがわかるようなPRできる場ともしてほしいんですけど。なんとかそれでもできるようにしていただきたいなという要望でございます。以上でございます。

安井委員

ありがとうございます。貴重な意見をありがとうございました。ただいまの意見を尊厳させていただきまして、今度の委員会の中では取りあっていただくようにしたいと思っております。他にございますか。

他にないようです。それでは、議題1については、案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

安井委員

ご異議なしと認め、案のとおり決定するものとします。

各地区において、意見書の検討委員の選出をお願いいたします。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和5年9月1日から令和5年10月2日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、件数を簡潔にご報告させていただきます。

まず、1ページから11ページにかけまして、農地法第3条

の3の規定による届出が18件

続いて、12ページから19ページにかけまして、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が24件

続いて、20ページから44ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが72件

続いて、45ページから47ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが5件

続いて、48ページから50ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが9件

続いて、51ページですが、転用届出に係る訂正願が4件

続いて、52ページですが、農地の転用事実に関する照会が2件

それぞれ受理いたしております。ご報告は、以上でございます。

安井委員

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

農政係長

事務局のほうから3点ほど事務連絡をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、農業者との意見交換についてご説明いたします。

名古屋市農業委員会では、農業者の方をお呼びして、意見交換を実施しておりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった年もございますが、昨年度2月から再開しております。

今年度に関しても、令和6年2月頃に開催する予定でございます。詳細につきましては、改めてご連絡いたします。

2点目につきましてですが、委員の皆様にお支払いしております報酬の関係でございます。

9月19日という月中に農業委員会の改選がありましたので、9月分の報酬について、日割りにてお支払いしております。

まず、前回も委員であった方について、9月分は、9月18日までの報酬を日割りで9月お振込みしております。また、9月19日以降については、10月分の満額とあわせて、本日10月20日にお振込みしております。

また、今回から委員になられた方については、9月19日以降の日割り分と10月分の満額とあわせて、本日10月20日にお振込みしております。

続きまして3点目でございますが、先月開催いたしました研修資料についてでございます。

9月26日に行いました「農業委員・農地利用最適化推進委員研修」で、ご欠席された委員の皆様には、研修資料一式を配付しております。恐れ入りますが、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

安井委員	ただ今の説明で、何かご質問等がございますか。 特にはないようです。 それでは、以上をもちまして、令和5年第11回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
------	---

閉会（午後2時51分）